

職場のトラブルでお困りの労働者、事業者の皆様へ

労働相談・労働紛争解決制度のご案内



職場のトラブルでお困りの 労働者の方 事業者の方

紛争解決制度を
利用されたい方

まず、
相談されたい方

労働相談機関・団体

各機関・団体のスタッフが、職場のトラブルにかかる労働相談をお受けし、解決に向け適切なアドバイスを行います。

また、必要に応じて他の機関、団体を案内しています。

●長崎労働局 雇用環境・均等室	・・・・・・・・ p. 1
●長崎県 労働相談情報センター	・・・・・・・・ p. 4
●日本司法支援センター（法テラス長崎）	・・・・・・・・ p. 6
●長崎県弁護士会	・・・・・・・・ p. 8
●長崎県社会保険労務士会	・・・・・・・・ p. 11

案内
・
紹介

労働紛争解決機関・団体

裁判外紛争解決制度（ADR^{※1}）・裁判制度によって、個別労働紛争^{※2}の解決を図る機関・団体です（紛争の内容によっては制度の対象とならない場合もあります）。

<ADRを利用する場合>

●長崎労働局雇用環境・均等室（紛争調整委員会）	・・・・・・・・ p. 2
●長崎県労働委員会	・・・・・・・・ p. 5
●社労士会労働紛争解決センター長崎	・・・・・・・・ p. 11

<裁判制度を利用する場合>

- 地方裁判所
- 簡易裁判所

※1 裁判外紛争解決制度（ADR）とは、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」です（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第1条より）。

※2 個別労働紛争（個別労働関係紛争）とは、「労働条件その他労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む）」とされます（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第1条より）。

長崎労働局 雇用環境・均等室

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
<p>長崎労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー 均等法・育介法・パート有期労働法 相談窓口</p> <p>〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階</p> <p>○総合労働相談コーナー TEL 095(801)0023</p> <p>○均等法・育介法・パート有期労働法相談窓口 TEL 095(801)0050 FAX 095(801)0051</p>	<p>情報提供・相談</p>	<p><制度概要></p> <p><総合労働相談コーナー> 解雇、雇止め、労働条件引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、職場におけるパワーハラスメントなど、労働問題に関係するあらゆる分野についての相談を受け付けています（相談内容に応じて他部署、機関等をご紹介する場合があります。）。</p> <p><均等法・育介法・パート有期労働法相談窓口> 以下の相談を受け付けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用の分野における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント等男女雇用機会均等法に関すること ○育児・介護休業等仕事と家庭の両立支援制度の利用、これらの利用等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、育児・介護休業等に関するハラスメント等育児・介護休業法に関すること ○パートタイム労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関すること <p>*パート有期労働法は中小企業については令和3年4月1日から適用。それまでは旧パート法が適用されます。</p>
<p>長崎総合労働相談コーナー</p> <p>〒852-8542 長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2階 長崎労働基準監督署内</p> <p>TEL 095(846)6390 FAX 095(846)2480</p>		
<p>佐世保総合労働相談コーナー</p> <p>〒857-0041 佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎3階 佐世保労働基準監督署内</p> <p>TEL 0956(24)4161 FAX 0956(24)4434</p>		<p><費用> 相談は無料（電話相談の電話代は相談者負担）</p>
<p>江迎総合労働相談コーナー</p> <p>〒859-6101 佐世保市江迎町長坂123-19 江迎労働基準監督署内</p> <p>TEL 0956(65)2141 FAX 0956(65)2142</p>		<p><相談方法> 電話又は面談。予約は不要。</p>
<p>島原総合労働相談コーナー</p> <p>〒855-0033 島原市新馬場町905-1 島原労働基準監督署内</p> <p>TEL 0957(62)5145 FAX 0957(62)5146</p>		<p><相談日時></p> <ul style="list-style-type: none"> ●長崎労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー 均等法・育介法・パート有期労働法相談窓口 月曜～金曜日 8:30～17:15 ●上記以外の総合労働相談コーナー 月曜～金曜日 9:30～17:00 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く。 <p><その他> 詳細は長崎労働局雇用環境・均等室、各総合労働相談コーナーにお問い合わせ下さい。</p>

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
<p>諫早総合労働相談コーナー 〒854-0081 諫早市栄田町47-37 諫早労働基準監督署内 TEL 0957(26)3310 FAX 0957(26)3356</p>	<p>長崎労働局長による助言指導</p>	<p><制度概要> 民事上の個別労働紛争について、長崎労働局長が紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者による自主的な解決を促す制度です。</p> <p><費用> 無 料</p> <p><受付日時> ●長崎労働局総合労働相談コーナー 月曜～金曜日 8:30～17:15 ●上記以外の総合労働相談コーナー 月曜～金曜日 9:30～17:00 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
<p>対馬・壱岐総合労働相談コーナー 〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触620-4 壱岐地方合同庁舎 1階 対馬労働基準監督署壱岐駐在事務所内 TEL 0920(47)0501 FAX 0920(48)0240</p>	<p>均等法・育介法・パート有期労働法・労推法に基づく長崎労働局長による助言、指導、勧告</p>	<p><制度概要> 労働者と事業主との間で、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に係る民事上の個別労働紛争について、長崎労働局長が、紛争当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策について助言・指導・勧告することにより、解決を図る制度です。</p> <p><費用> 無 料</p> <p><受付日時> ●長崎労働局雇用環境・均等室 月曜～金曜日 8:30～17:15 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
	<p>長崎紛争調整委員会によるあっせん</p>	<p><制度概要> 労働者と事業主との間での民事上の個別労働紛争について、長崎労働局長から委任を受けた長崎紛争調整委員会（弁護士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。</p> <p>なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込みがない場合及び合意が図られない場合には、あっせん手続きは打ち切り、終了となります。</p>

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
		<p>あっせんは長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民事上の和解契約の効力を持ちます。</p> <p>非公開のためプライバシーは保護され、あっせんで申請したことを理由に事業主が不利益な取り扱いをすることが禁止されています。</p> <p><費用> 無 料</p> <p><受付日時></p> <ul style="list-style-type: none"> ●長崎労働局総合労働相談コーナー 月曜～金曜日 8:30～17:15 ●上記以外の総合労働相談コーナー 月曜～金曜日 9:30～17:00 <p>※土・日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
	均等法・育介法・パート有期労働法・労推法に基づく長崎紛争調整委員会による調停	<p><制度概要></p> <p>労働者と事業主との間で、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に係る民事上の個別労働紛争について、長崎労働局長から委任を受けた長崎紛争調整委員会（弁護士等の委員で構成）から選任された調停委員が紛争解決に向けて「調停」を実施します。長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続きが迅速かつ簡便です。紛争当事者間で調停案に合意が成立した場合、受諾された調停案は民事上の和解契約の効力を持ちます。</p> <p>なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合は、調停手続きは打ち切りとなります。</p> <p>非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取り扱いをすることは禁止されています。</p> <p><費用> 無 料</p> <p><受付日時> 月曜～金曜日 8:30～17:15 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>

長崎県 労働相談情報センター

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
<p>長崎労働相談情報センター 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁雇用労働政策課内(行政棟5階)</p> <p>フリーダイヤル 0120(783)258 TEL 095(821)1457 フリーダイヤル 0120(783)369 TEL 095(820)0166 FAX 095(895)2582</p>	<p>労働相談情報センターにおける 一般労働相談 特別労働相談</p>	<p><制度概要> 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、いじめやパワハラ等職場で起こる様々な問題について相談を受け助言を行います(相談内容に応じて他機関等をご紹介する場合があります。)</p> <p>特別労働相談では専門的、高度な相談内容について弁護士による助言を受けることができます。</p> <p><相談方法> 一般労働相談は電話又は面談。予約は不要。 特別労働相談は面談。要事前予約。あらかじめ職員による相談を受けていただきます。</p> <p><費用> 無料</p> <p><相談日時></p> <ul style="list-style-type: none"> ●電話による相談 月曜～金曜日 9:00～17:00 ※祝祭日、年末年始は受付けていません。 ●面談による相談 (長崎) 月曜～金曜日 9:00～17:00 相談場所：長崎県庁行政棟5階 労働相談室 (長崎市尾上町3-1) ※祝祭日、年末年始は受付けていません。 (佐世保) 毎週水曜日 10:00～17:00 相談場所：長崎県県北振興局本館4階 労働相談室 (佐世保市木場田町3-25) ※祝祭日、年末年始は受付けていません。 ●弁護士による特別労働相談 毎週第4水曜日(祝祭日除く。佐世保は奇数月のみ。) 13:30～15:30 実施場所：(長崎)長崎県庁行政棟5階 労働相談室 (佐世保)長崎県県北振興局本館4階 労働相談室 <p><その他> 詳細は長崎労働相談情報センターにお問い合わせ下さい。</p>



長 崎 県 労 働 委 員 会

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
<p>長崎県労働委員会事務局 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟7階 TEL 095(822)2398 FAX 095(825)6387</p>	<p>長崎県労働委員会による個別的 労 使 紛 争 の あ つ せ ん</p>	<p><制度概要> 労働者個人と使用者との間で生じた紛争を、あつせん員が中立的な立場から、当事者双方の主張を聞きながらお互いの合意点を見だし、歩み寄りによる解決をお手伝いする制度です。</p> <p>●あつせん員 原則として、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で構成されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益委員：公益を代表する委員 弁護士や大学教授など ・労働者委員：労働者を代表する委員 労働団体役員など ・使用者委員：使用者を代表する委員 会社経営者、使用者団体役員など <p>●あつせんの打切り あつせんは、あくまでも当事者双方の紛争解決への理解と協力に基づく制度です。 このため、合意が困難と判断された場合には、あつせんを打切ることがあります。</p> <p>●秘密厳守 あつせんは非公開で行われ、秘密は守ります。</p> <p><費用> 無料</p> <p><受付時間> 月曜～金曜日 9:00～17:45 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。時期によっては、時間変更の場合もあります。</p> <p><その他> 労働者個人ではなく、労働組合と使用者との間の紛争については、労働争議の調整手続き又は不当労働行為の救済手続きを利用することになります。 詳細は長崎県労働委員会事務局にお問い合わせ下さい。</p> <p><注意点> 相談業務は行っておりません。</p>

日本司法支援センター（法テラス長崎）

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
<p>法 テ ラ ス 長 崎 〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル2階 ナビダイヤル 0570-078362 IP電話から 050(3383)5515</p>	<p>法テラスによる 情 報 提 供</p>	<p><制度概要> 利用者からの問い合わせに応じて、専門の職員が、法的な手続き等に関する情報と、相談機関・団体に関する情報を無料で提供します。 法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに相談したらよいか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします（個々のトラブル等に応じて法的判断を行い、解決策をアドバイスする「弁護士や司法書士による法律相談」とは異なりますのでご注意ください）。</p> <p><費用> 無料（電話での問い合わせ時の電話代は利用者負担）</p> <p><利用可能日・時間> ●法テラス長崎（電話・面談） 月曜～金曜日 9:30～16:30 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません ●法テラスサポートダイヤル（電話） 月曜～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 ※日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません</p> <p><その他> 詳細は法テラス長崎にお問い合わせ下さい。</p>
<p>法テラスサポートダイヤル TEL 0570(078)374 ナビダイヤル IP電話から 03(6745)5600</p>	<p>民 事 法 律 扶 助</p>	<p><制度概要> 経済的に余裕がない方（注意点記載の基準を満たす方）が法的トラブルにあった時に無料で法律相談を行います。必要な方には審査のうえ、弁護士・司法書士費用の立替えを行います。</p> <p><利用方法> 法律相談：面談（予約制） ※電話による法律相談は行っておりません。</p>

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど								
		<p><費用> 法律相談は無料。 弁護士・司法書士費用は立替えですので、月額5千円～1万円程度の分割にて返済していただきます。</p> <p><予約・問い合わせ日・時間> 月曜～金曜日 9：00～17：00 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません ※相談日は月・水・金。</p> <p><注意点> 収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しない場合は、他の機関を紹介いたします。</p> <p>援助を受けるためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①月収が一定額以下であること <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">単 身 者</td> <td style="padding-left: 5px;">182,000円以下</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">2人家族</td> <td style="padding-left: 5px;">251,000円以下等</td> </tr> </table> ②保有資産が一定額以下であること <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">単 身 者</td> <td style="padding-left: 5px;">180万円以下</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">2人家族</td> <td style="padding-left: 5px;">250万円以下等</td> </tr> </table> ③勝訴の見込みがないとはいえないこと ④民事法律扶助の趣旨に適すること <p>等の条件を満たす必要があります。</p> <p>※弁護士をつけて労働審判や裁判を行う個人の方が対象になります。 ※法律相談の場合は、上記③は不要です。</p> <p><その他> 詳細は法テラス長崎にお問い合わせ下さい。</p>	単 身 者	182,000円以下	2人家族	251,000円以下等	単 身 者	180万円以下	2人家族	250万円以下等
単 身 者	182,000円以下									
2人家族	251,000円以下等									
単 身 者	180万円以下									
2人家族	250万円以下等									



長 崎 県 弁 護 士 会

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
<p style="text-align: center;">長崎法律相談センター</p> <p>〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階 長崎県弁護士会 TEL 095(824)3903</p>	無料法律相談	<p><利用方法> 相談会場：長崎県弁護士会 ※おひとり20分以内の相談時間 ※同一内容につき2回までの相談とさせていただきます。</p> <p><相談日時> 火曜日 12:00～14:00（要予約） 予約方法：相談日前日（月曜日）13時から（月曜日が休日の場合は相談日当日10時から） 無料法律相談の予約専用電話にて受付けます。 予約専用TEL：095（825）9292 定員：6名</p> <p><その他> 交通事故相談（刑事・行政除く）は別途無料相談制度がありますので、長崎法律相談センターにお問い合わせ下さい。</p>
	有料法律相談 （土曜相談）	<p><利用方法> 相談会場：長崎県弁護士会 ※おひとり30分程度の相談時間 ※要予約：事前に弁護士会にお電話でご予約下さい。 TEL：095（824）3903 （弁護士会代表）</p> <p><相談日時> 土曜日 13:00～16:00</p> <p><相談料> 30分 5,500円（税込） ※多重債務のご相談は初回のみ無料になります。ご希望の方はお申し出下さい。 ※法テラスの基準に該当する方は、相談援助による無料相談が可能です（回数制限あり）。ご希望の方はお申し出下さい。</p> <p><その他> 詳細は長崎法律相談センターにお問い合わせ下さい。</p>
	有料法律相談 （民事当番 弁護士制度）	<p><利用方法> 相談会場：その日の担当弁護士の法律事務所 おひとり30分程度の相談時間 相談する日に弁護士会（095-（824）3903）にお電話いただき、当日の担当弁護士をご確認のう</p>

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
		<p>え、ご自身でその弁護士の事務所に電話で予約をお取りいただいた後、事務所にてご相談下さい。</p> <p><相談日時> 月曜日～金曜日 10:00～16:00</p> <p><相談料> 30分 5,500円(税込) ※多重債務のご相談は初回のみ無料になります。ご希望の方はお申出下さい。 ※法テラスの基準に該当する方は、相談援助による無料相談が可能です(回数制限あり)。ご希望の方はお申出下さい。</p> <p><その他> 詳細は長崎法律相談センターにお問い合わせ下さい。</p>
	<p>夜 間 相 談 (夜間民事当番 弁護士制度)</p>	<p><利用方法> 相談会場：その日の担当弁護士の法律事務所(長崎市内) おひとり30分程度の相談時間 要予約：事前に弁護士会にお電話でご予約下さい。担当弁護士の事務所をお伝えします。 TEL：095(824)3903 (弁護士会代表)</p> <p><相談日時> 水曜日 17:00～20:00</p> <p><相談料> 30分 5,500円(税込) ※多重債務のご相談は初回のみ無料になります。ご希望の方はお申出下さい。 ※法テラスの基準に該当する方は、相談援助による無料相談が可能です(回数制限あり)。ご希望の方はお申出下さい。</p> <p><その他> 詳細は長崎法律相談センターにお問い合わせ下さい。</p>

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
<p data-bbox="188 241 630 275">佐世保法律相談センター</p> <p data-bbox="204 286 619 499">〒857-0806 佐世保市島瀬町4-12 シティヒルズ カズバ2階 長崎県弁護士会佐世保支部 TEL 0956(22)9404</p>	<p data-bbox="662 241 873 275">有料法律相談</p>	<p data-bbox="885 241 1045 275"><利用方法></p> <p data-bbox="906 286 1465 521">相談会場：長崎県弁護士会佐世保支部 おひとり30分程度の相談時間 要予約：事前に弁護士会佐世保支部にお電話 でご予約下さい。 TEL：0956(22)9404 (弁護士会佐世保支部)</p> <p data-bbox="885 533 1045 566"><相談日時></p> <p data-bbox="906 577 1377 645">水・土曜日 13:00～16:00 第3水曜日除く</p> <p data-bbox="885 656 1018 689"><相談料></p> <p data-bbox="906 701 1465 936">30分 5,500円(税込) ※多重債務のご相談は初回のみ無料になります。 ご希望の方はお申出下さい。 ※法テラスの基準に該当する方は、相談援助 による無料相談が可能です(回数制限あり)。ご希望の方はお申出下さい。</p> <p data-bbox="885 947 1018 981"><その他></p> <p data-bbox="885 992 1465 1059">詳細は佐世保法律相談センターにお問い合わせ下さい。</p>
<p data-bbox="177 1193 641 1227">ひまわりホットダイヤル</p> <p data-bbox="177 1238 624 1395">〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階 長崎県弁護士会 TEL0570(001)240</p>	<p data-bbox="662 1193 873 1227">無料法律相談</p>	<p data-bbox="885 1193 1045 1227"><制度概要></p> <p data-bbox="906 1238 1465 1395">中小企業・個人事業主が対象 初回のみ無料相談(ただし、初回相談の場合 でも30分を超えた場合は有料相談になります。)</p> <p data-bbox="906 1406 1465 1518">相談場所：相談担当の各弁護士事務所 電話受付後、折り返し担当弁護士からご連絡 いたします。</p> <p data-bbox="885 1529 1045 1563"><相談日時></p> <p data-bbox="906 1574 1409 1641">月曜～金曜日 10:00～16:00 TEL 0570(001)240 (全国共通電話番号(地域の弁護士会の専用窓 口に繋がります。))</p>



長 崎 県 社 会 保 険 労 務 士 会

問 い 合 わ せ 先	利用できる制度	制 度 の 概 要 な ど
<p>長 崎 県 社 会 保 険 労 務 士 会 〒850-0027 長 崎 市 桶 屋 町 5 0 - 1 杉 本 ビ ル 3 階 B T E L 0 9 5 (8 2 4) 8 2 3 0</p>	<p>長崎県社会保険 労務士会による 総 合 労 働 相 談</p>	<p><制度概要> 賃金不払、パワハラ、退職勧奨など労働 問題全般に関する疑問に社会保険労務士が お答えします。</p> <p><利用方法> 電話相談、面談による相談</p> <p><費用> 無料(電話相談時の電話代は相談者負担)</p> <p><受付日時> 水曜日 13:30~16:00 (祝日除く) 電話相談、面談による相談を実施してい ます。</p> <p><その他> 詳細は長崎県社会保険労務士会にお問 い合わせ下さい。</p>
<p>社 労 士 会 労 働 紛 争 解 決 セ ン タ ー 長 崎 〒850-0027 長 崎 市 桶 屋 町 5 0 - 1 杉 本 ビ ル 3 階 B T E L 0 9 5 (8 2 4) 8 2 3 0</p>	<p>労働紛争解決セ ンターによる あ つ せ ん</p>	<p><制度概要> 主に、労働関係諸法令の専門家である特 定社会保険労務士(あっせん員)が職場の トラブル(解雇、賃金問題等)の当事者(労 働者・経営者)双方の言い分を聴きとり、 協議によって、簡易、迅速、安価に円満解 決を図ります。気軽に利用でき、迅速・円 満・低廉に解決できる制度です。</p> <p><費用> 相談無料 申立手数料は有料(令和4年3月31日 までは無料)</p> <p><その他> 詳細は長崎県社会保険労務士会にお問 い合わせ下さい。</p>





発行 労働相談紛争解決制度 長崎県関係機関連絡協議会

長崎労働局雇用環境・均等室

(事務局：長崎市万才町 7-1 TBM 長崎ビル 3 階 TEL 095-801-0023)

長崎県労働委員会

長崎県長崎労働相談情報センター

日本司法支援センター法テラス長崎

長崎県弁護士会

長崎県社会保険労務士会

(2022. 4)